

島寿会役員及び評議員旅費規程

(総則)

第1条 社会福祉法人島寿会（以下「法人」という。）の業務のため出張する法人理事・監事（以下「役員」という。）及び評議員に対し、支給する旅費に関しては、この規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 役員及び評議員が、法人の業務のため島外での業務（以下「出張」という。）した場合には、旅費を支給する。

(出張命令)

第3条 役員及び評議員の出張は、理事長の発する出張命令により、行うものとする。

2 理事長は、既に発した出張命令を、変更又は取消す必要があると認める場合には、自ら又は出張者の申請に基づきこれを変更することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、出張費、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(出張日数)

第6条 出張日数は、業務上必要とする日数とする。ただし、天災その他やむを得ない事情により要した日数は、加えることができる。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金並びに座席指定料金の、それぞれの範囲内の実費額とする。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(3) 業務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、寝台料金。

(4) 役員及び評議員が特別車両料金を徴する客車を、運行する線路による出張をする場合には、前3号に規定する運賃、料金のほか、特別車両料金。

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合は、前各号に規定する運賃、料金のほか、座席指定料金。

(船賃)

第8条 船賃額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下「運賃」という。）特別船室料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

(1) 乗船に要する運賃。

(2) 業務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、寝台料金。

(3) 役員及び評議員が運賃の等級を設けない船舶で、特別船室料金を徴する航路による出張をする場合には、運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金。

(4) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による出張をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、普通旅客運賃の範囲内の実費額による。ただし、航空機の利用は、業務上必要と認められる場合に限る。

(出張費)

第10条 出張費は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

2 出張費の額は、別表1による。

3 前項の規定にかかわらず、研修に伴う出張の場合、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊した場合の翌日以降の出張費は支給する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、宿泊費を要する1泊当たりの実費を支給する。

2 宿泊料の額は、別表1による。

3 各種業務研修会、講習会等の参加旅費のうち、あらかじめ宿泊料等の額が指定された場合は、その額を支給する。

(旅費の調整)

第12条 出張における特別の事情により又は出張の性質上、この規程による旅費を支給した場合には、不当に出張の実費を、超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 この規程による旅費により出張をすることが、当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、理事長が別に定める旅費を支給することができる。

(外国出張旅費)

第13条 外国へ出張する場合における旅費については、別に企画書に定めるところによる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

別表1

職種	交通費	出張費1日	出張費1日	出張費1日	宿泊費		国外宿泊費
		島外	県外	国外	四国内	四国外	国外
理事長	実費	5,000	5,000	10,000	15,000	25,000	35,000
理事長代行	実費	5,000	5,000	10,000	12,000	20,000	30,000
理事	実費	5,000	5,000	10,000	12,000	20,000	30,000
監事	実費	5,000	5,000	10,000	12,000	20,000	30,000
評議員	実費	5,000	5,000	10,000	12,000	20,000	30,000

附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。